

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第 1 号一般会計予算、議案第 3 号公設地方卸売市場事業費特別会計、議案第 4 号国民健康保険費特別会計、議案第 11 号温泉事業費特別会計、議案第 13 号介護老人保健施設事業費特別会計、議案第 14 号後期高齢者医療費特別会計、議案第 17 号水道事業会計、議案第 19 号下水道等事業会計、議案第 20 号病院事業会計、議案第 39 号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 41 号手数料条例等の一部改正について、議案第 45 号自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 46 号保健所条例の一部改正について、議案第 50 号介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 52 号国民健康保険条例の一部改正について、議案第 53 号温泉事業配湯条例の一部改正について、議案第 56 号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について、以上 17 議案に反対する立場で討論を行います。

まず、議案第 1 号の新年度予算は、10 月からの消費税 10%への増税を前提としたものとなっており、認めることはできません。

2014 年 4 月に消費税が 8%に引き上げられ、日本経済は深刻な消

費不況に陥りました。いくら安倍総理が、「景気は回復した」、「雇用は増えた」と言っても、8%への増税の痛手から回復したと言える状況ではありません。

鳥取県 HP で公表されている家計調査を見ると、消費税 8%増税前の 2013 年平均、1 世帯 1 ヶ月あたりの消費支出は、本市では 292,734 円です。直近の資料である 2017 年平均では 273,599 円と 19,135 円も消費支出が減っています。全国平均の消費支出は、2013 年が 319,170 円、2017 年が 313,057 円で、6,113 円の減少となっていますが、これと比べると、本市の消費の落ち込みは全国平均の 3 倍という深刻な状況です。これで、本当に消費税 10%へ増税できると思われますか？ 今年 10 月からの消費税 10%増税を許せば、市民の暮らしにとって、さらなる大打撃となることは明らかです。

新年度予算には、消費税増税対策として、プレミアム商品券の発行に係る予算が含まれています。今回は商品券を買うことが出来る人が限定されており、その一つが低所得者となっています。しかしながら、低所得者対策と言いながら、商品券を買えるお金がなければ、その恩恵にあずかることはできません。しかも、商品券を使うことは、「自分は低所得者です」と示すことになります。何の対策に

もならないと思います。

また、消費税増税を理由とした公共施設使用料及び利用料の引き上げで、新年度は一般会計分で 4,050 万 9,000 円の増収見込みとのこと。そこから指定管理者分を除くと増収見込みは 3,000 万円弱とのことですが、つまりは市民にとっては負担増であり、反対です。

市長は、代表質問の答弁で、「消費税 10%増税実施の中止は困難と考えている」と述べられましたが、それでは安倍政権の悪政から市民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすことにはなりません。10 月からの消費税 10%増税の中止を求める立場に立っていただくよう、強く要望します。

それから、新年度は新本庁舎の開庁となり、それに向けて、窓口業務の包括委託や市民からの問い合わせに対応するコールセンター設置が進められます。これまでも述べてきたように、自治体職員にとって窓口や電話の応対は大事な仕事であり、住民と直接接し、必要な手続きなどを経験することで、力量を高めていくものと考えます。そのことが、市民サービスの向上につながると思います。国あ

げでの「官から民への」流れの中で、行政にとって、様々なノウハウの蓄積ができないということが現実問題として出てくるという危惧を感じています。

国において検討されてきた、新年度からの地方交付税のトップランナー方式に「窓口業務」を対象とすることについては、自治体での民間委託が進んでいないことを理由に見送られたとのこと。その点で言えば、本市は「官から民へ」の国の路線に前のめりになっているのではないのでしょうか。私は、そう感じています。

安倍政権の下で、地方自治体のあり方が変えられる政治が行われています。基礎自治体ではなく、圏域を重視するようなやり方、「官から民へ」と言って、儲かることは民間に、儲からないことは地域にとというやり方、公的責任を自助・共助にすり替えるやり方。どれをとっても、国の言う通りにしていたら、市民を守ることはできません。市民のいのち、暮らしを守る防波堤の役割をしっかりと果たすこと、重ねて強く求めます。

なお、議案第 3 号、議案第 11 号、議案第 13 号、議案第 20 号、議案第 39 号、議案第 41 号、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第

50 号、議案第 53 号、議案第 56 号については、消費税増税に伴う
使用料、利用料、手数料などの引き上げに係るもの
であり、反対します。

次に、国保に関する議案第 4 号及び議案第 52 号についてです。
新年度は基金からの繰り入れで、国保の保険料率は据え置かれます。
加入者にとっては良いことです。しかしながら、医療分の賦課限度
額が 3 万円引き上がり、250 世帯で 800 万円の影響が出ます。国は、
賦課限度額を超える世帯が 1.5%になるまで引き上げていく方針で
すが、本市では現在でも賦課限度額を超えているのは 1.1%で、す
でに国の目標以上の割合となっており、賦課限度額の引き上げには
反対です。

それから、新年度は国のペナルティとして約 7,200 万円の国庫負
担金が減額されます。市は、その半分の約 3,600 万円を一般会計か
ら繰り入れをする予算です。その姿勢は評価するものの、県が一向
に手立てを取ろうとしないことは許せません。4 分の 1 は調整交付
金でみるということですが、残りの 4 分の 1 は加入者に保険料とし
て負担をさせることになります。新年度こそは、県の姿勢を改めさ
せていただくよう、さらなる努力を望みます。そして、県が態度を

変えない間は、「保険料に賦課するものではない」という立場を貫いていただき、全額一般会計からの繰り入れを求めます。

それから、議案第 14 号後期高齢者医療費特別会計です。

新年度からは、被用者保険の被扶養者だった方の保険料の均等割を 5 割軽減としてきた措置を、加入後 2 年間限りとし、低所得で均等割を 9 割軽減してきた方の減額割合を引き下げるなど、被保険者の保険料負担が増えることとなるため反対です。

それから、議案第 17 号水道事業についてです。10 月からの消費税増税に係ることですが、経過措置として増税が反映されるのは、新年度は 1 月～3 月ということです。水道料金で 1,600 万円の負担増となり、生計費非課税の立場から反対します。

なお、今年度に基本料金の大幅値上げがあった上の、さらなる消費税増税です。低所得者等への減免制度をつくることを強く求めます。

そして、議案第 19 号下水道等事業についても、消費税増税で新年度は 1,500 万円の負担増となり、反対します。

新年度は市政施行 130 周年を迎えます。国の悪政からの防波堤と

なる市政にするために、「住み慣れたところで、いつまでも暮らしたい」という市民の願いに応えることができる市政にしていくために、ひきつづき力を尽くしていくことを述べて、討論を終わります。